

## 1. マンション管理組合向け 提案書(新規)

マンション共用部分の地震保険加入に関する実質的な意思決定機関であるマンション管理組合の理事会（役員）に対し、地震リスクを注意喚起するための説明資料を作成し、マンション管理会社の業界団体である（一社）マンション管理業協会を通じて、活用を推進しています。

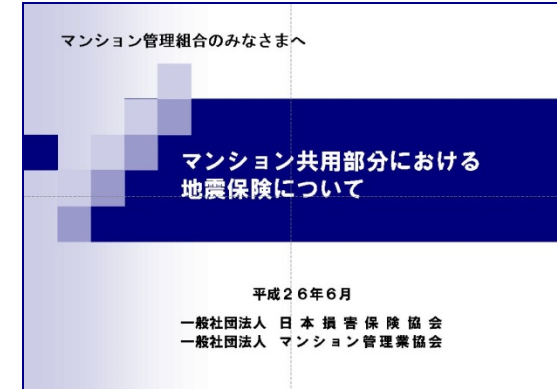
## 2. (一社)マンション管理業協会勉強会への講師派遣(新規)

(一社)マンション管理業協会が開催するマンション管理会社向け説明会に講師を派遣しています。同協会の会員であるマンション管理会社の保険実務担当者等に対して、上記1.の説明資料を用いて、マンション共用部分に対する地震保険の必要性について説明しています。

### <実施状況>

2014年7月30・31日 マンション管理業協会（東京本部）  
 12月5日 同協会 関西支部  
 2015年2月5日 同協会 九州支部

## 地震リスクを注意喚起するための説明資料 (マンション管理組合向け)



## 3. マンション管理組合向けチラシ(継続)

昨年度、財務省・金融庁・国交省の協力も得ながら各業界団体と連携の上作成した、住宅ローン利用者やマンション管理組合向けの地震保険加入促進用チラシについて、今年度も引き続き配布を行い、加入の必要性を訴求しています。

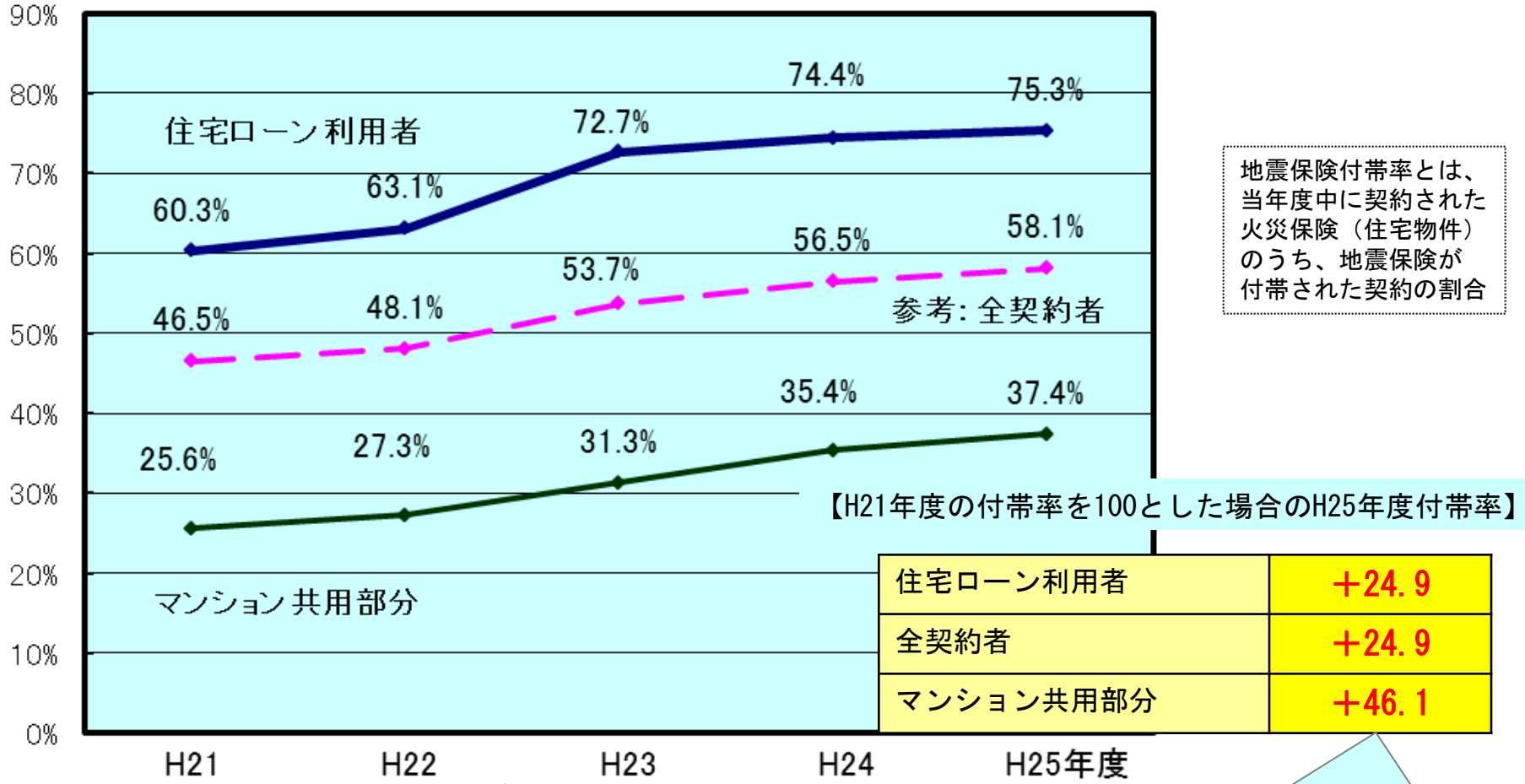
## マンション管理組合向けチラシ

## 地震保険企画書例 (マンション管理組合向け)

## 4. 各社の取組み(継続)

- ① マンション管理組合を含む火災保険の既存契約者のうち、地震保険未加入の契約者を抽出し、地震保険のおすすめを実施（ダイレクトメールの送付、個別の提案活動等）。
- ② マンション管理組合を含む火災保険の満期更新時において、地震保険未加入の契約者に対し地震保険のおすすめを実施（更新用申込書へのおすすめプラン掲載等）

### 地震保険付帯率の状況



地震保険付帯率とは、当年度中に契約された火災保険（住宅物件）のうち、地震保険が付帯された契約の割合

マンション共用部分の伸びは全契約者より高い

- ※1 住宅ローン利用者は火災保険の保険期間が10年以上の契約を集計（住宅ローン利用者は概ね10年以上の契約であるため）
- ※2 住宅ローン利用者および全契約者は損害保険会社全社の集計
- ※3 マンション共用部分は大手4社の集計
- ※4 マンション共用部分の付帯率が相対的に低いのは、マンション新築時に地震保険が付帯されず、かつそのまま見直されないことが多いこと、また見直す場合も総会決議が必要となり、決定に時間を要するかつ合意形成ができないこともあるため。